

9 鉱区税に関する事項

区 分		総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課 税 対 象 鉱 区		調定額
		件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	8	百アール 2,800	—	百アール —	8	百アール 2,800	千円 373
	そ の 他	3	430	—	—	3	431	50
採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	1	220	—	—	1	220	58
	そ の 他	50	7,349	—	—	50	7,372	2,949
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	—	千メートル —	—	千メートル —	—	千メートル —	—
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	10	百アール 657	5	百アール 59	5	百アール 599	120
合 計		72	11,456	5	59	67	11,422	3,550

- (注) 1 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄は令和6年3月末日現在のものについて記載しており、「課税対象鉱区」欄は令和4年度において課税したものを記載している。
- 2 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄の面積又は延長は、実数を積み上げた後、百アール又は千メートル未満の端数があるときはこれを四捨五入しており、「課税対象鉱区」欄の面積又は延長は、鉱区1件ごとに百アール又は千メートル未満の端数を切り上げた後、積み上げたものを記載している。

10 固定資産税に関する事項

(単位:件、千円)

件 数	不均一課税対象外の課税標準額 (A)	左 の 税 額 (A) × 1.4 / 100 (B)	不均一課税対象課税標準額 (C)	左 の 税 額 (D)	計 (B) + (D)
—	—	—	—	—	—